補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画について

1. 計画の趣旨

平成22年度から平成24年度において、計画を策定し行政改革による財政健全化に取り組む団体に繰上償還(補償金なし)が、平成19年度からの3年間に実施された補償金免除繰上償還の要件を拡大して実施されます。

本市としては、厳しい財政状況の中、本制度の活用により、行政改革の取組みと併せ財政健全化が推進できることから計画を策定しました。

2. 対象となる地方債

旧資金運用部資金、簡保資金については平成4年5月31日までに借り入れたもので年利5%以上のもの、公営企業金融公庫資金については平成5年8月31日までに借り入れたもので年利5%以上のものが対象となります。

(1)普通会計

拡大される前の旧要件にほとんどの事業が該当し、年利5%以上の起債は平成19年度~平成21年度にほとんどを繰上償還しており、平成21年度に簡保資金に上限額が 定められ償還できなかった部分が対象となります。

また、平成24年4月1日に債務承継した旧光地域広域水道企業団の企業債のうち要件に該当するものについては、繰上償還の対象となります。

(2)下水道事業会計

普通会計と同様に年利5%以上の起債は平成19年度~平成21年度にほとんどを繰上償還しており、平成21年度に簡保資金に上限額が定められ償還できなかった部分が対象となります。

(3)簡易水道事業特別会計

要件の拡大に伴い、平成19年度~平成21年度に対象外であった年利5%以上6%未満の旧資金運用部資金の借り入れが対象となります。

3. 周南市の対象額と節減効果(試算額)

会計	繰上償還対象額	利子軽減見込額
普通会計	2億8,584万円	4,038万円
簡易水道事業特別会計	1億 125万円	2,219万円
下水道事業会計	2億3,540万円	2,710万円
合計	6億2,249万円	8,966万円

繰上償還対象額のうち 6 億 1,850 万円を年利 1.0%で借り替えるものとして試算

4. 計画

- (1)公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画(普通会計)
- (2)周南市簡易水道事業経営健全化計画
- (3)周南市下水道事業経営健全化計画